

## 「当座勘定規定改正のお知らせ」について

お客さま各位

当庫では、手形・小切手の発行終了に伴い、2026年4月1日付で当座勘定規定を下記のとおり改正いたします。なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

当庫では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしくお願いいたします。

### 記

1. 改正日

2026年4月1日（水）

2. 改正内容

当座勘定規定に記載のある手形・小切手の発行に係る内容を削除します。

3. 当座勘定規定の改正部分新旧対照表

※下線部が改正箇所

新	旧
<p><b>第8条（手形、小切手用紙等）</b> <u>(1)～(4) 現行どおり</u> <u>(削除)</u></p> <p>(5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p><b>第8条（手形、小切手用紙）</b> (1)～(4) 省略</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（2026年3月末をもって廃止）</p> <p>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p><b>第13条（支払保証）</b> 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p>	<p><b>第13条（支払保証に代わる取扱い）</b> 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します</p>

以上